

令和7年度 東京都住宅供給公社内部統制評価報告書

東京都住宅供給公社理事長浜佳葉子は、東京都住宅供給公社内部統制規程による評価を行い、報告書を次のとおり、作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

理事長は、東京都住宅供給公社の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、東京都住宅供給公社においては、「東京都住宅供給公社内部統制規程」（以下「規程」という。）を策定し、規程に基づき、内部統制の推進に必要な事項を「東京都住宅供給公社内部統制推進要綱」（以下「要綱」という。）に定め、財務に関する事務等に係る内部統制の整備及び運用を行っています。これにより、財務に関する事務等の適正な管理及び執行に向けて不断の努力を積み重ねるべく、職員等一人ひとりへの意識付け及び日々の業務遂行過程で不備があれば是正や改善に組織として対応する取組を推進しています。

2 評価手続

東京都住宅供給公社においては、令和7年度を評価対象期間とし、令和8年3月31日を評価基準日として、要綱及び東京都住宅供給公社内部統制評価要領（以下「要領」という。）に基づき、財務に関する事務等に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続のとおり、要綱及び要領に規定する評価作業を実施した限り、東京都住宅供給公社の内部統制対象事務に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び評価対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和8年6月24日

東京都住宅供給公社理事長 浜 佳葉子